

矯正歯科治療を始められる方へ

「厚生労働大臣が定める疾患」と保険適用の矯正歯科治療について

厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常に対する矯正歯科治療は保険適用されております。令和6年度には、この「厚生労働大臣が定める疾患」は66疾患となります。

下記に「厚生労働大臣が定める疾患」を列記致しますので、自費診療の矯正歯科診療を始める前にお心当たりがある方は、受診予定の歯科医師にご相談下さい。さらに、その疾患に該当し、保険診療を希望される場合は、矯正歯科治療が保険適用される医療機関（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合されるものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関）での診療が必要になりますので、歯科医師にお申し出ください。

厚生労働大臣が定める疾患

- (1) 唇顎口蓋裂
- (2) ゴールデンハー症候群（鰓弓異常症を含む。）
- (3) 鎖骨頭蓋骨異形成
- (4) トリーチャ・コリンズ症候群
- (5) ピエール・ロバン症候群
- (6) ダウン症候群
- (7) ラッセル・シルバー症候群
- (8) ターナー症候群
- (9) ベックウィズ・ウイーデマン症候群
- (10) 顔面半側萎縮症
- (11) 先天性ミオパチー
- (12) 筋ジストロフィー
- (13) 脊髄性筋萎縮症
- (14) 顔面半側肥大症
- (15) エリス・ヴァンクレベルド症候群
- (16) 軟骨形成不全症
- (17) 外胚葉異形成症
- (18) 神経線維腫症
- (19) 基底細胞母斑症候群
- (20) ヌーナン症候群
- (21) マルフアン症候群
- (22) プラダー・ウィリー症候群
- (23) 顔面裂(横顔裂、斜顔裂及び正中顔裂を含む)
- (24) 大理石骨病
- (25) 色素失調症
- (26) 口腔・顔面・指趾症候群
- (27) メビウス症候群
- (28) 歌舞伎症候群
- (29) クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
- (30) ウイリアムズ症候群
- (31) ピンダー症候群
- (32) スティックラー症候群
- (33) 小舌症
- (34) 頭蓋骨癒合症(クルーゾン症候群及び尖頭合指症を含む)
- (35) 骨形成不全症
- (36) フリーマン・シェルドン症候群
- (37) ルビンスタイン・ティビ症候群
- (38) 染色体欠失症候群
- (39) ラーセン症候群
- (40) 濃化異骨症
- (41) 6歯以上の先天性部分無歯症
- (42) CHARGE症候群
- (43) マーシャル症候群
- (44) 成長ホルモン分泌不全性低身長症
- (45) ポリエックス症候群(XXX症候群、XXXX症候群及びXXXXX症候群を含む。)
- (46) リング18症候群
- (47) リンパ管腫
- (48) 全前脳胞症
- (49) クラインフェルター症候群
- (50) 偽性低アルドステロン症
- (51) ソトス症候群
- (52) グリコサミノグリカン代謝障害(ムコ多糖症)
- (53) 線維性骨異形成症
- (54) スタージ・ウェーバ症候群
- (55) ケルビズム
- (56) 偽性副甲状腺機能低下症
- (57) Ekman-Westborg-Julin症候群
- (58) 常染色体重複症候群
- (59) 巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
- (60) 毛髪・鼻・指節症候群(Tricho-Rhino-Phalangeal症候群)
- (61) クリッペル・ファイル症候群(先天性頸椎癒合症)
- (62) アラジール症候群
- (63) 高IgE症候群
- (64) エーラス・ダンロス症候群
- (65) ガードナー症候群(家族性大腸ポリポージス)
- (66) その他 顎・口腔の先天異常